

令和5年度第1回 東大和市立図書館協議会 概要録

会議名 令和5年度第1回 東大和市立図書館協議会
開催日時 令和5年7月13日（木）午後3時～午後4時15分
開催場所 東大和市中心図書館 視聴覚室
出席者 （委員）荒川委員、六馬委員、中屋委員、柴田委員、村山委員、岡崎委員、町田委員
（事務局）岡田（教育長）、小俣（教育部長）、浴（中央図書館長）、内野（管理係長）、
柳原（事業係長）
（指定管理者） 株式会社図書館流通センター
井上（清原図書館長）、森田（桜が丘図書館長）、北口（担当営業）

会議の公開・非公開の別 公開 **傍聴者数** 2人

会議次第 1. 開会
2. 議題
（1）令和5年度事業について（資料1）
3. 報告
（1）中央図書館会議室の試行的開放について（資料2）
（2）図書館条例施行規則の改正について（資料3-1）
（3）図書館資料複写サービス取扱要綱の改正について（資料3-2）

1. 開会前
2. 委嘱状の交付
3. 委員自己紹介
4. 教育長あいさつ
5. 職員紹介
6. 開会

会長：それではただいまから、令和5年度第1回東大和市立図書館協議会を開催いたします。
本日は3名の欠席者がおりますが、会議は成立をいたします。本日は傍聴者がございます。
東大和市情報公開条例第30条の規定により、原則公開となっておりますので、これを許可します。

7. 議題
（1）令和5年度事業について

会長： それでは、次第の6「議題」に入ります。議題（1）令和5年度事業についての説明をお願いいたします。

事務局： それでは、資料1に基づきまして、令和5年度事業について、ご説明を申し上げます。
始めに、私から今年度の図書館の重点事業につきまして、ご説明させていただきます、
その後の図書館事業計画につきましては、係長等から説明をさせていただきます。

それでは、図書館の重点目標についてでございますが、資料1の1ページでございます。1の資料収集につきましては、「高度化し、多様化する市民要望に応えるため、効率的な資料（図書、雑誌、CD等）の収集に努める」としております。資料費につきましては、令和5年度は3館の合計で3,221万4千円となっております。前年度に比べまして87万7千円、率にして2.65%の減となってしまいました。

続きまして、2のサービス活動の充実についてであります。令和5年5月から新型コロナウイルス感染症が5類相当へ移行ということになりまして、図書館事業におきましても、ほぼコロナ禍前の状況に戻っております。アは開館日や開館時間に関する内容です。令和4年度から指定管理者による運営が始まり、開館日・開館時間が増加した桜が丘図書館、清原図書館及び中央図書館におきましても夜間開館を継続して実施しまして、利用者の利便性の向上を図ってまいります。次に、イの「図書館見学会・おはなし会等の児童サービスを充実し、子ども達に本を読む楽しさと大切さを知ってもらう」ということで、6月末まで中央図書館で行ってございました小学校3年生の図書館見学会も、市内10校全部にお越しいただくことができました。各館における、おはなし会においても積極的に参加を呼びかけてまいりたいと考えております。ウの「図書館利用に障がいのある市民へのサービスを充実し、快適に図書館を利用できるよう努める」につきましては、いわゆる障がい者差別解消法のほか、読書バリアフリー法の趣旨に基づき、これまでどおり視覚に障がいのある方々にサピエ図書館を利用したサービスを提供していくほか、デジタル図書等の充実にも努めてまいりたいと考えております。続きまして、エの「地域文庫、学校、その他関係機関との連携および市民との協働を推し進め、図書館事業の活性化に努める」につきましては、ボランティアの方々のご協力によりまして、中央図書館において新たに、「大人のためのおはなし会」を開始することができました。オの「市民の要望に応じた的確な資料提供ができるように、リクエストサービスやレファレンスサービスの充実を図る」につきましても継続となります。求められた資料や情報を的確に探し出し、速やかに提供できるように努めてまいります。

続きまして、3の「市内全域サービスの実施」につきましては、移動図書館（みずうみ号）の運行終了後のサービスとしてのこれまでの実績を踏まえまして、公民館・市民センター等5つの施設において、あらかじめ予約をした資料を受取れる「図書館資料受取サービス」を4月1日より開始いたしました。

次に4の「PRの充実について」であります。図書館ホームページや図書館だより、市のSNS等を活用し、これまで以上に情報発信を充実させていただき予定でございます。

次に5の「子どもの読書環境の充実」につきましては、令和4年度に策定した「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」に基づきまして、図書館だけでなく、市全体として子どもの読書活動を推進するための環境整備に努めてまいりたいと考えております。

最後に6「その他」といたしましては、地区図書館の運営について、指定管理者と連

携し円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

それでは、具体的な図書館の事業計画につきまして、事業係長及び地区館指定管理者から順に説明をさせていただきたいと存じます。

会 長： どうぞ。

事務局： 図書館の事業計画ということで、説明させていただきます。資料2ページをご覧ください。中央図書館事業としまして、まず資料購入ということで、図書9千冊、新聞19紙、雑誌150タイトル、CD140タイトルを目標として購入を計画しております。

また、次の図書館見学会につきましては、小学校3年生の中央図書館見学会を既に実施いたしました。また幼稚園・保育園にも秋頃に開催させていただきまして、主に年長組の中央図書館見学会ということで、図書館の利用方法やおはなし会など楽しんでいただいて、本にふれあう楽しさを知っていただきたい事業を実施する予定であります。

次のおはなし会ですが、おはなしの勉強グループなどと連携しまして、中央図書館では毎月第1・3金曜日と第2・4土曜日で年齢を分けまして、おはなし会を実施しております。こちらも継続して、今年度も実施する予定です。

次のわらべうたのおはなし会、赤ちゃんおはなし会ですが、現状で中央図書館がわらべうたのおはなし会は継続して実施はしていませんのですけれども、赤ちゃんおはなし会という形で、前年度から3歳未満の幼児親子を対象に、幼児コーナーを利用しまして、わらべうたや簡単な絵本の読み聞かせなどを行っております。こちらも継続して実施する予定です。

次の大人のためのおはなし会ですが、こちらは今年度から新しく取り組んでいる事業で、おはなしの勉強グループの方々の協力をいただき、大人対象のおはなし会を共催で実施しています。主な進行は、おはなしの勉強のグループの方が行っていただいて、図書館は事務方という形になっておりますが、この事業を子ども達だけではなくて、大人の方、保護者の方にも知っていただき、おはなしの楽しさを味わってもらって、ひいては東大和市内の子ども達におはなしを届ける語り手を育てるとということにも繋げたいと考えております。

次の出前おはなし会ですが、小学校や中学校から、クラス単位や学校単位で依頼があった時に、図書館から職員が行きまして、ボランティアの方にもご協力いただきながら、おはなし会やブックトーク、図書館の利用ガイダンスなども実施するという事業を今年度も考えております。既に5校ほどお話をいただいているところです。

次のわらべうたボランティア養成講習会ですが、東大和市内のわらべうたのおはなし会は、継続して地区図書館で実施しておりますが、現在は1名のボランティアの方に頼っている状態です。このボランティアの方を増やして行って、ひいては東大和の子ども達に、わらべうたなどを伝えていきたいということを考えまして、わらべうたのおはなしのボランティア養成の講習会を、今年度企画しております。秋口に2回連続で講座を実施しまして、その後を自主グループという形で、わらべうたの勉強会という形で継続

できればと講師の方と、今、調整しているところです。

次の絵本の読み聞かせ講習会ですが、学校等での集団への読み聞かせと家で保護者の方とお子さんと1対1でやる読み聞かせとは、また違う技術とか、本の選び方がありますので、こちらについて講習会を実施するというので、既に1回、6月23日に実施いたしました。当日、21名のご参加をいただきまして、やはりコロナ禍の中では、学校や集団で読み聞かせが行えなかったことを思いますと、多数の参加をいただいて、やはり状況は戻ってきているなというのを実感いたしました。また、父親による読み聞かせの講習会というのを、前回の協議会でそういう取組みがあるということをお教えいただきまして、中央図書館でも今年度は秋口以降に実施する予定で考えております。

次のビブリオバトルですが、知的書評合戦といわれる、こちらは毎年実施していますが、今年度も中高生・小学校高学年位を対象に、バトラー（発表者）を募りまして、お勧めの本の紹介をして、チャンプ本を決める、1番読みたい本を決めるという事業を実施します。こちらは9月17日日曜日に実施するというので、既に学校等には協力をお願いしているところです。

次、一日図書館員ですが、小学校の夏季休業期間に、小学5・6年生を対象に、図書館の仕事を体験してもらうということで、今年は7月28日金曜日午前中に実施する予定で、今日まで受付をしているところです。人数が限られるため、毎年抽選になってしまうのですが、参加した生徒からは、とても好評をいただいております。

次のブックスタートですが、こちらは保健センターで行っている3～4か月児健康診査の際に、ブックスタートパックを手渡して、赤ちゃんにおすすめの絵本などの説明や図書館のPRをしていくもので、やはりこちらもコロナ禍の間は、なかなか一人一人に手渡すのは難しかったのですが、今年度からは少し余裕をもって手渡すことが出来るようになってきております。

次の図書展ですが、環境を考える図書展、非核・平和図書展、男女共同参画図書展、自殺予防図書展など市の事業と連携したり、その時々話題になっていることなど取り上げて、関連図書を展示することを継続して実施しています。

次の3ページにつきまして、不用資料の市民等への配布ということで、図書館で除籍をして不用になった資料の有効活用をするために、希望する市内公的施設と市民に無償配布をしております。本については、2階のロビーに常設という形で置いておりますので、自由に手に取っていただければと思います。雑誌に関しては年に1回2月から3月位にかけて、2階のロビーと会議室を使いまして、無償配布をする予定でおります。市内の学校や保育園、幼稚園にもお知らせを送りまして、市民の方に配る前に見ていただいて、活用していただくということをしております。

次のユニバーサルサービス、こちらは従来、障がい者サービスと呼ばれていたものですが、市民グループの方、東大和音訳グループや点訳サービスたんぼぼの方にご協力をいただきまして、録音図書・点字図書の作成や、対面朗読などのサービスを実施

しております。また、職員で資料の宅配のサービスも継続して実施します。

次の音訳ボランティア育成ですが、現在活動していただいている音訳者の方たちのステップアップということで、音訳者講習会を、既に前期として4回実施いたしました。後期も、もう1度実施する予定でいます。

次の資料のリクエストですが、こちらは重点目標にもありましたが、利用者の方のリクエストに応えるということで、図書館のホームページや利用者用端末機からも簡単に予約が出来るようになりまして、もちろん窓口や電話での受付も丁寧に答えながら確実な資料提供に努めてまいります。

次の「図書館への声」ということで、1階正面玄関の体温測定機のところに机を置きまして、利用者の方からの図書館の利用方法やご意見などを集めまして、それを聞きながらより良い図書館を目指すことを、今後も実施してまいります。

次のヤングアダルトサービスですが、いわゆる中高生世代、ティーンエイジャーの世代、どうしても図書、本離れと言われている世代ですので、その世代の方たちに向くような本のコーナーを設置しまして、中高生の利用促進を図るということを継続して実施してまいります。

最後に図書館報ですが、「図書館だより」により図書館のPRに努めるということで、こちらはホームページにも掲載しておりますので、図書館に来なかった人にも読めるようにしております。

次に、桜が丘図書館、清原図書館について、この後、指定管理者からご説明させていただきますが、資料の購入に関しては、中央図書館で行っております。桜が丘図書館に関しては、図書2,400冊、新聞5紙、雑誌72タイトルを購入する予定です。清原図書館では、図書2,900冊、新聞5紙、雑誌74タイトルの購入を予定しています。

最後に4番で、先ほど重点目標にもございましたが、市内全域サービスの一環といたしまして、移動図書館の代替サービスとして実施していた出張窓口から、「図書館資料受取サービス」として、今年度4月から市内の公共施設5か所、公民館3か所と市民センター2か所で事前に予約していただいた資料を、その施設の窓口で受取ることができるサービスを開始しました。今まで行っていましたが移動図書館ですと車がいる時間しか利用できなかったのですが、その公民館、市民センターが開いている時間の9時から5時までとなりますが、いつでも受取れるということになりました。当初そこまで利用が多くないのではないかと考えていましたが、開始しましたらご好評をいただいております。担当も、特に最初送り出すときは、大分てんてこ舞いしていましたが、現在は少し落ち着いてきてまして、サービスが定着してきたかなと思っています。こちら継続して実施してまいります。私から説明は以上になります。続きまして、指定管理について清原図書館長から説明させていただきます。

会 長： どうぞ。

指定管理者： 私からは地区館事業計画についてご説明いたします。4ページをご覧ください。

まずは定例のおはなし会についてです。基本的には、前年度と同様に実施をしております。わらべうたと絵本、おはなし会につきましては、両館ともおはなしの勉強グループの方々と連携して開催をしております。清原図書館の大人のためのおはなし会ですが、こちらは開催日を変更いたしました。もともとは毎月第3金曜日午前10時半から開催しておりましたが、年度途中の2023年1月から変更いたしまして、毎月最終土曜日午後3時からに変更しております。

続きまして、その他の事業です。その他の事業につきましては独自事業・提案事業と項目立てをしております。独自事業とは、指定管理料ではなく、図書館流通センターの会社の資金を使用して行う事業となっております。提案事業は、基本的に提案書に記載している事業で、指定管理料内で行う事業となっております。こちらすべての事業は、中央図書館との協議の上で行ってまいります。

それでは、各館の事業についてご説明いたします。桜が丘図書館の独自事業ですが、図書館を使った調べる学習コンクールに関連する展示・講座、科学系講座、ボードゲームイベントなどを行います。図書館を使った調べる学習コンクールに関連する展示・講座につきましては、本日、「調べる学習コンクール」のチラシを配布させていただいておりますが、東大和市では、直接作品を応募されていたという経緯があるのですけれども、現在は、地域コンクール開催に向けまして、中央図書館との協議を進めております。今年度は、その気運を高めるための講座や展示を行います。桜が丘図書館では、児童向け百科事典のポプラディアを使用したイベントなどを計画しております。科学系の講座では、テーマを「オーロラ」としまして、立川市にあります極地研究所へ講師を依頼する予定となっております。ボードゲームイベントにつきましては、前年度も地域交流、世代間交流を目的に開催いたしまして大変好評でしたので、今年度も継続して実施いたします。

続きまして、提案事業ですが、子ども読書の日おはなし会、桜が丘図書館30周年イベント、夏休み子ども会などの実施を予定しております。子ども読書の日おはなし会は、4月に行いまして、普段のプログラムと少し変えまして、イベント性を持たせたおはなし会を開催いたしました。続きまして、桜が丘図書館30周年イベントですが、今年の7月1日で開館30周年を迎えまして、そちらに合わせたイベントを行います。予定しているものとしては、オリジナルの葉を子ども用・大人用の2種類作成しまして配布します。あとは企画展示としまして、出版から30周年の本の展示を現在行っております。3点目としましては、利用者参加型のイベントとして、桜の型の紙に桜が丘図書館へのメッセージを記入していただき、館内の窓へ貼り付けます。そういったメッセージを記入していただいた方には、その方の利用累計冊数を記入しました感謝状をお渡ししております。夏休み子ども会としましては、小学生を対象にスタッフが講師となってパソコンを使用せずに、ロボット本体のみで行うプログラミング体験のワークショップを開催する予定です。

続きまして、清原図書館の独自事業です。図書館を使った調べる学習コンクールに関連する事業、科学系講座、生涯学習を推進する講座などを予定しております。調べる学習に関連するものとしましては、清原図書館では大人向けのイベントとしまして、くずし字の講座などを計画いたしました。科学系の講座としては、前年度、桜が丘図書館で行いました国立科学博物館の方をお招きしまして、「恐竜」をテーマにイベントを行います。大人のための講座「大人の塗り絵」につきましては、前年度も清原図書館で開催いたしました。大変好評でしたので、今年度も継続して行います。提案事業では、桜が丘図書館と同様の子ども読書の日おはなし会、お正月イベントでは「弁士付き無声映画の上映会」を行います。夏休み子ども会では、児童書作家の方をお招きしまして、おはなし会を実施する予定です。

2館合同・共通事業としましては、独自事業として「図書館俳句ポスト」につきましては、前年度1月より開始しております。利用者から俳句を投稿いただいたものを、現代俳句協会へ送り、優秀作品は協会誌へ掲載されるというものになっております。全国での優秀作品や各館で投稿された作品は、それぞれ図書館内に掲示しまして、図書館を発表の場として活用しております。提案事業としましては、こちらも前年度より継続しております「図書館だより」を発行いたします。大人向けを年12回、子ども向けを年6回発行予定です。ご説明は以上となります。

会 長： ありがとうございます。以上ですか。説明が終わりました。何かご質問等があればどうぞ。私から1つ。清原図書館のところの説明で、年度途中で開館時刻が変わったのですか。

指定管理者： 「大人のためのおはなし会」の開催の日時を変えました。

会 長： そういうことですね。ほかに何かありますでしょうか。

委 員： 今、ちょうどその会長からご質問がありましたので、「大人のためのおはなし会」について、お尋ねしたいのですが。これは、大人対象のおはなし会ということで、私はちょっと存じ上げないだけなのですけれども、これは内容としましては、どういうものになるのでしょうか。わらべうたという本などは、年少者に向けて「おはなし会」の素材にしていくと理解しているのですが、これもそれとやはり接続したものという理解になりますでしょうか。

会 長： どうぞ。

指定管理者： 清原図書館で行っているものは、図書館スタッフのみで行っているものになります。内容としましては、毎月1回、あるテーマを決めて、そのテーマにあった絵本とか、大人向けの詩やエッセイなど幅広く紹介をしています。絵本の読み聞かせや詩の朗読などを行っています。久しぶりに絵本を、子育て中の大人の方は、子どもに読み聞かせをしていたことはあるけれども、自分たちはなかなか読み聞かせをしてもらうという体験は少ないであろうということ、今はどういう絵本が流行っているのか、また昔に自分が子育ての間に、子どもに読んであげたという絵本との再会を目的にしております。

委員： わかりました。そうしますと、お話伺っていますと、絵本に関してはそういう、わらべうたのおはなし会・赤ちゃんおはなし会や年少者とおはなし会と接続していく部分がかかなり大きくて、その他の詩とかエッセイというのは、大人が、これは年少者だとなかなか理解できないということもあるかもしれませんが、大人のためのおはなし会の内容というものを、別にお考えになって取組まれていらっしゃるという理解でよろしいのでしょうか。

指定管理者： はい、そのとおりです。

委員： わかりました、ありがとうございます。

事務局： 関連して。

会長： どうぞ。

事務局： 中央図書館で行っている「大人のためのおはなし会」は、名称は一緒なのですが少し内容が違います。通常行っている子ども向けのおはなし会は、おはなしを1つと絵本を1つか2つみたいな形で、小さい子向けをメインに行っているのですが、小さい子ではちょっと理解が難しいような昔ばなしですとか、なかなか語るのに難しいお話なども含めて、大人の方にストーリーテリングという、その素話だけを2つ聞いていただくというのを行っております。「東大とおはなしの会」の方に2人ずつ来ていただいて、毎月第1土曜日の午後にストーリーテリングを、本当にじっくりゆっくり楽しむという形で、大人の方も子どもにかえて、おはなしの世界に身をゆだねていこうという形で、始めて3か月経ったところです。

委員： ありがとうございます。明らかな大人向けの内容をおやりになっているということですね。

事務局： お話の内容としては、子ども達も聞く話です。ただ、幼児向けというよりは、大人の人でも楽しめるようなものという形になります。

委員： わかりました。ありがとうございます。

会長： イメージとしては、対面朗読みたいなイメージでいいのですか。それとは違うのですか。

事務局： 対面朗読というと、やはり1対1になってしまうのですけれども、十何人、今のところ多いときは20人近く来ていただいて、お話を楽しんでいただいています。

会長： そういうファンもいらっしゃるわけですね。

事務局： そうですね。もし機会がありましたら、ぜひ来てください。

会長： 大変手間のかかることですが、喜ばれることであれば良いことですよね。他に何かありますでしょうか。質問等がないようですので、「議題(1)令和5年度事業について」を終了とします。

8. 報告

(1) 中央図書館会議室の試行的開放について

会 長： 続きまして、次第の7、報告に移ります。報告（1）「中央図書館会議室の試行的開放について」説明をお願いします。

事務局： 資料2の「中央図書館会議室の試行的開放について」ご説明差し上げます。こちらは、平成27年から試行という形で継続しているものです。小中学校、高校も含めてですけれども、長期休業期間に合わせて、会議室を、机の配置等も変えまして、自習室として開放しております。今年度に関しましても、夏休み期間に合わせて、小学校5学年以上の小学生と中学生、高校生、大学生及び進学希望の方を対象にしまして、7月の土曜日と日曜日及び夏季休業期間ということで、7月21日金曜日から8月31日までの間、会議室を自習室として開放しております。定員は18名ですが、通常の利用では今のところいっぱいにはなっていない状況です。ただ、夏休み期間は、かなり利用がある日もあります。今年度も試行という形で実施しまして、その結果を含めて、今後、図書館での自習室のあり方を検討していく材料にしたいと考えております。

会 長： ありがとうございます。説明が終わりましたので、何かご質問等があればお願いします。どうぞ。

委 員： 2階の通路のところにもテーブルと椅子が用意されていて、5、6月頃でしたか、そこで本やノートを広げている姿を見かけたことがあります。あそこも自習というような、同じような目的でお使いになるのでしょうか。

会 長： どうぞ。

事務局： そこは、いわゆるフリースペースと職員の間では呼んでいまして、自由にお使いくださいということで、机と椅子を配置しております。自習していただいても良いですし、図書館の本を持って行って、そこで読んでいただいても構わないですということで、そこは年間を通して置いています。ただ、廊下でもありますので、人は通りますし、落ち着いて取り組むというには少し使いづらい面はあるかもしれないのですが、年齢制限なども特になく、誰でも空いていれば使えるという形です。

委 員： 続けてもう1つ良いのでしょうか。

会 長： どうぞ。

委 員： これは、学校に何かこういうように使えますよというお知らせなどを出していらっしゃるのでしょうか。それとも、図書館の中でお知らせしているのか。というのは、よそのお母さまに聞かれたことがあります。ちょうど2階の通路のところで勉強している姿を見た方が、あそこは自習に使って良いのですかと聞かれたことがあります。それはどういうように周知していらっしゃるのかなと、それをお伺いしたいのです。

会 長： どうぞ。

事務局： 自習室に関しては、各小中学校、高校にポスターという形ですけれども、カレンダーを作って、この日は使えますよ、この日は使えませんという形で、PRや周知をしています。その他に市報やホームページ等でもPRしています。フリースペースに関しては、特に広報することもなく、設置しましたので、確かに時々、あそこは使って良いのです

かと聞かれることがあります。

委員： 聞かれたら、良いですよとお答えして構わないのですね。わかりました。ありがとうございます。

会長： そのほか、ありますでしょうか。今、暑さが厳しいので、お店などの逃げ込むようなスペースもできているようですけども、図書館も多少は増えてくるのか、家でクーラーが充実しているからあまり関係ないのか、流れとしてどうなのでしょう、増えているのですか。

事務局： やはり時期的なもの大きいようです。自習室を開けていても、全然利用がないという時もあったりします。こちらの広報不足もあるのかもしれませんが。やはりこの暑い時期とか、夏休みとか試験前になると、やはり利用は多いです。

会長： 当面、これは続けたほうが良さそうな感じですね。しばらくは。

事務局： なかなかやめることはできないのかなと思います。

会長： ほかにあるでしょうか。質問等がないようですので、報告（１）「中央図書館会議室の試行的開放について」を終了といたします。

（２）図書館条例施行規則の改正について

会長： 続きまして報告（２）に移ります。報告（２）「図書館条例施行規則の改正について」説明をお願いします。

事務局： 続きまして、東大和市立図書館条例施行規則についてご説明します。資料３－１が２つありますが、横長のものは新旧対照表になります。改正した理由についてですが、その目的は大きく２つありました。１つは、小平市との相互利用協定が結ばれることになりまして、そちらの利用要件を入れました。もう１つは、利用登録の更新を今年から始めました。今までは１回登録してしまうと、その人が申し出ない限り、ずっとその古い情報のまま、その人は使い続けることができました。例えばその人が引っ越してしまったりとか、電話番号が変わったとか、そういうことがあっても、何かの機会に督促電話をかけたら掛からないとか、手紙を送ったら返って来たとか、そういうことがない限り、こちらではその情報が正しいのかそうでないかわからないままずっと来ていました。そこで利用要件を確認しようということになりまして、他自治体の図書館でも導入しているところは多いのですが、５年間の有効期間を設けることにしまして、利用登録の日から５年先の誕生日までを期限ということで、規則改正いたしました。条例施行規則の２ページの「第３条、利用登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。」というところの（３）に、小平市を加えました。今までは東村山市、武蔵村山市、立川市と相互利用できましたが、ここで小平市が加わって、東京都内での隣接する市は全て相互に利用できるようになり、今年の５月２４日から実施したものです。先ほど申しあげました利用登録の有効期間を設けることにつきましては、第３条の２に、利用登録の有効期間を新しく加えました。個人の利用者については、利用登録の

日から5年後の日が属する年中の誕生日という項目を設けました。それに合わせて、今までこの規則に定められていない間は起案処理で実施していた、利用登録の抹消についても規定いたしました。3ページの第3条の3に、「利用登録の抹消」がありますが、利用者が5年間資料の貸出し等をしなかった時は、利用登録の有効期間に関わらず、当該利用者に係る利用登録を抹消することを規定いたしました。今回の改正に伴って現在登録していただいている方については経過措置を設けて段階的に確認をさせていただいておりますので、それについても規定をしております。

会 長： 説明が終わりました。質問等がございましたら、お願いします。これは、更新する日は、今日カード出して更新してもらったら、今日から出発するのですか。5年間。

事務局： 更新した日から、5年を過ぎた更に先の誕生日までということになります。

会 長： 今、図書館で借りると、即更新してくれますけれども、出発点は今日です。状況の把握が確実になるという意味では、5年であれば、ちょくちょく来いというわけではありませぬから、良いのではないのでしょうか。質問等がないようですので、報告(2)「図書館条例施行規則の改正について」を終了といたします。

(3) 図書館資料複写サービス取扱要綱の改正について

会 長： 続きまして、報告(3)「図書館資料複写サービス取扱要綱の改正について」の説明をお願いします。

事務局： 資料3-2をご覧ください。2ページの別表をご覧ください。モノクロ、カラーの料金表についてですが、令和5年4月から、レファレンス室のコピー機を更新したことに伴いまして、カラーコピーができるようになりましたので、そちらの料金を設定しました。今まではモノクロだけでしたが、カラーについては1枚につき50円としましたので、別表にしまして、モノクロ、カラーについて各々の料金設定をしました。

会 長： 何かご質問等がありますでしょうか。質問等がないようですので、報告(3)「図書館資料複写サービス取扱要綱の改正について」終了といたします。

9. その他

会 長： 続きまして次第(8)「その他」としまして、何か皆さんのほうからあれば、お願いをいたします。特に議題に縛られなく、情報交換等でも結構です。よろしいですか。それでは、ないようですので、事務局から何かございましたらお願いします。

事務局： 今日、資料を追加で配布させていただきました。令和4年第3回図書館協議会の概要録を配布させていただきましたので、ご一読をお願いいたします。あと、第2回の図書館協議会の開催予定でありますけれども、11月上旬から中旬ごろにまた開催したいと考えております。詳しい日程につきましては、近くなりましたら調整させていただきたいと思っております。

会 長： ありがとうございます。特にございませんでしょうか。配布資料を沢山いただいて

おりますので、一言ずつ何かご説明いただければと思いますので。中央図書館のほうから配られたものに説明があれば。

事務局： 緑の表紙の「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」は、東大和市内の子どもの読書活動の充実に向けまして、図書館だけではなくて、市内の、家庭、保育園、幼稚園、小中学校、高校、いろいろな機関の方を含めて、いろいろな方が全般的に東大和市の子ども読書活動を推進するために策定したものであります。こちらは5年に1回という形で見直しております、今回、第三次の計画となりました。ご存知の方も多いかと思いますが、国が「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しまして、それに基づいて、東京都、そして各市町村で独自に策定しているものでございます。策定に関しましては、市内のグループの方ですとか、小中学校、高校、図書館指導員の方をはじめ、いろいろな方にご協力をいただきまして、完成したものでございます。目標につきましては、これを実現するために図書館が事務局という形ではございますが、頑張ってもらいたいと思いますので、皆さんと一緒に、東大和市の子ども読書活動を推進するための計画ということで、ぜひよろしくお願いたします。

事務局： 続きまして、「令和5年度学び合いガイド」につきましては、行政による生涯学習案内ということで、市が実施している、市民向けの市民相談や社会福祉協議会の事業、ボランティアの方の事業を、生涯学習課が全庁的に調査をかけましてまとめたものです。例えば、中央図書館ですと、4～5ページです。絵本の読み聞かせ、おはなし会ということで載っております。他にも地域資料の貸出、図書展、大活字本の貸出や不用図書の譲渡なども掲載しています。その他につきましては、「図書館だより」は、中央図書館が4月と7月に発行したもの、「地区図書館だより」の、前回の協議会から本日までに発行したものを配布させていただきました。関係部署から、「とうきょうの地域教育」と「東大和の青少年」を配布させていただきましたので、ご覧いただければと思います。

会長： ありがとうございます。地区館だより等もいただいておりますが、指定管理の方は何と言ったら良いですか。地区館というか、指定管理者というか、図書館流通センターと言うべきか、何と言ったら一番正確ですか。これについてはあとでまた、館長が考えてくれるでしょう。資料全部、説明をいただきました。そのほかについても結構ですが、ご質問等あれば。よろしいですか。それでは、これをもちまして、令和5年度第1回東大和市立図書館協議会を終了いたします。ありがとうございました。

委員一同： ありがとうございます。